

地球上のすべての人びとに平和に生きる権利を

地球平和憲章

(日本発モデル案 2020.4.25)

— 地球時代の視点から9条理念の発展を—



大宇宙の星の一つ この地球の上でなぜ争いは絶えず いつまで戦争を続けるのか

I 前文

- 1) 人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと
- 2) 地球時代の視点から
- 3) 日本からの発信

II -1 理念と原理

- 1) 非戦
- 2) 非武装
- 3) 非核
- 4) 非暴力
- 5) 平和に生きる権利

II -2 人類の夢を実現するために

- 1) 平和の文化と教育
- 2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形成



9 条地球憲章の会

Eメール 9.globalpeace@gmail.com

HP <http://www.9peacecharter.org>

I 前文

1) 人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと

かつて、戦争は政治の延長であり、敵・味方の関係が生じることは不可避的であり、文明の発展を促すものだという「通念」がありました。しかし戦争の利益のほとんどは支配者層が独占し、戦争の犠牲は民衆(特に弱者)に最も多くのしかかるのが実情です。

人類の歴史は、戦争の歴史でもありましたが、平和希求の歴史でもありました。戦争は、人間が始めたものであるとすれば、人間自身によってなくせないはずはない。そう考えた人間の平和への希求と、戦争廃絶の努力がこれまで積み上げられてきました。とりわけ2つの世界大戦、壮絶な地上戦と核による破壊を体験した人類は、戦争認識を変え、パリ不戦条約そして国連憲章を、日本では平和憲法を生みだしました。平和を希求する人々は、戦争は悪であり、違法であると捉え、戦争がなぜ起こるのかを問い、平和をかけがえのない価値として希求してきました。夢は理念となり、理念を実現させる取り組みが始まっているのです。

2) 地球時代の視点から

戦争は人間を殺傷し、地球環境を破壊します。とりわけ核兵器は地球上の生命の消滅をも予見させるものでした。私たちはこれらの認識の共有を通して、第2次世界大戦が終わった1945年を画期とし、「人類と

地球の再発見」の時代として捉え直し、現代を「地球上に存在するすべてのものが一つの絆で結ばれているという感覚が地球規模で共有されていく時代」としての地球時代の入り口にあると自覚したのです。

また、新型コロナ・ウイルス禍の世界への広がり、私たちの人類の一人としての意識を地球規模で共有させたのです。

この事はまた、核の脅威とともに、生物化学兵器の使用はもとより研究・開発のおぞましさを突きつけてくれているのです。地球時代は二つのグローバル化---核の脅威と地球環境破壊そして経済格差のグローバルな拡大か平和・人権・共生〔人間同士・人間と自然〕のグローバルな享受か……のせめぎ合いのなかにあるのです。

この間、普遍的人権はもとより平和的生存権、環境への権利の思想が生まれ、国と国、人と人はもちろん自然と人間の共生の思想が育ってきました。環境への権利の中には脱原発の視点も含まれています。国連では平和への権利宣言そして核兵器禁止条約も成立しました。さらに、ジェンダー平等と子どもの権利の思想が未来世代の権利、地球市民の権利と新たな連帯の視点と重なって深まってきている事も重要です。

国連事務総長はこの新型コロナパンデミックの危機に、戦争などしている場合ではない、世界の貧困層の救済対策が必要な時だと訴えています。

私たちは、国連憲章の精神と日本国憲法の理念に基づき、さらにそれを地球時代の視点から発展させて、「私」と「あなた」、

「わたしたち」の意識を「世界の人々」、「人類」へと繋ぎ、平和と幸せを希求する世界のすべての人々と力を合わせて、非戦、非武装、非核、非暴力の世界、平和に生きる権利の実現した世界を求めます。人類と地球を護り、この地球を全世界の人々が故郷と思える時代を創りたい。それを実現することは人類の使命なのです。

3) 日本からの発信

敗戦と廃虚のなかから生まれた日本国憲法は、前文で世界のすべての人々の平和のうちに生存する権利を明記し、9条で非戦・非武装を宣言しています。これは日本国民自身への誓い、そして海外への国際公約でした。

アジア諸国への非道な侵略と加害への反省と、日本国民の無差別爆撃と原爆被害のなかで厭戦と、もう戦争はしないという非戦の誓いとして生まれた憲法は、カントの永久平和の思想につながり、第一次大戦後の戦争を違法とする運動、そして不戦条約、さらに国連憲章の理念につながるものです。私たちの地球平和憲章の提案は世界の先人達の願いをつなぎ、さらに地球時代の視点から発展させるものだと考えています。

世界の紛争が絶えず、国内外の改憲への圧力のなかで、この70年間余り、この平和憲法のもとで、戦闘で一人も殺し殺されることがなかったことを誇りとし、憲法を守り抜くためには国際的な理解と支援が不可欠であることも学び知りました。平和を求める声も世界に広がり、9条への関心と認

識も深まり、いまや9条は世界の宝だといわれることも多くなってきました。

私たちの運動はこれらの視点から、日本国憲法の前文・9条を読み直し、その歴史的、現代的意義を捉え直し、人類と地球環境を護るために、世界にむけて発信する思想変革の運動であり、世界と繋がる連帯の運動によってその思想を地球平和憲章に結晶させることだと考えています。

II-1 理念・原理

私たちは戦争に反対し、非武装、非核、非暴力の世界を求めます。地球上のすべての人々に平和に生きる権利を実現し、人類と地球環境を護ること、それは人類の使命なのです。

1) 非戦

人類の歴史は戦争の歴史でもありました。戦争の主要な原因は人間の本性にではなく、領土や市場と資源の争奪などの巨大な経済的利害をめぐる争いにあり、その背後には「軍事産業」「軍産複合体」「死の商人」などがあります。

権力欲と支配欲が軍事力の競争を生み、緊張を生み出し、攻撃と復讐の連鎖を生みだしてきました。しかし、二つの世界大戦を通して、人類は戦争のおぞましさを学び、戦争認識を変え、戦争は悪であり、違法であると認識するようになりました。「戦争をしない」〔不戦〕ではなく「戦争をしてはいけない」〔非戦〕のです。紛争の解決は国連

の仲裁と平和を願う民衆（市民）に支えられた、話し合い（対話）の外交交渉以外にはありません。

- ・戦争は人を狂わせます。人間性を奪うものです
- ・戦争は人殺しです。殺し合いです。
- ・戦争は国民に目隠しをし、自由を奪います。
- ・戦争は常に“正義”の名のもとに、“平和”のために、“自衛”のために、を口実におこなわれます。
- ・戦争で平和をつくることも護ることもできません。
- ・内戦も戦争です。対テロ戦争も戦争です。
- ・戦争は最大の環境破壊です。
- ・あらゆる武力の行使も武力による威嚇も許されません。たとえ人道目的であっても、武力介入で問題を解決することはできません。
- ・今や、戦争は違法であり、犯罪であり、条約に反し、人道に背く、絶対悪であると言わねばなりません。

2) 非武装・非軍事化

国家が軍隊を持つことや武装することは絶対に必要なことなのでしょうか。他国を侵略することは禁止されていますし、防衛のためであっても、他国にとっては武力による脅威となります。また、軍備の増強は軍事的緊張を高めます。このような弊害をなくすためには軍備を撤廃することが最も

効果的です。このような完全軍縮を目標にしない限り、軍事力による戦争の危険はなくなりません。完全軍縮は日本の憲法9条だけが言っているのではなく、国連やユネスコなど国際社会においても国際的な目標とされていることなのです。

- ・軍隊は解散しなければなりません。軍隊を廃止することは、戦争を防止するための最良の手段です。軍隊の存在が他国に脅威を与えることを忘れてはなりません。
- ・軍拡や軍事同盟による抑止力は、かえって戦争の危機やさらなる軍拡競争を招きます。
- ・集団的自衛権は認めません。軍事衝突が拡大することにつながります。
- ・外国軍の基地も駐留も認めません。また、海外に軍事基地をつくることも認めません。軍事同盟は結ばず、平和友好関係を築き、敵を作らないことです。
- ・核兵器や生物化学兵器やサイバー兵器はもちろん、あらゆる武器の研究開発、製造、保有、輸出入を禁止します。
- ・軍事費の増大、産・軍・学の協同、軍事優先のメディアなどあらゆる軍事化に反対します。

・完全軍縮を目指して、各国の軍隊は、軍事組織から警察組織へ、そして災害救助や人道的な援助の組織に変えるべきです。現在軍隊のある国は、国外での武力の行使はもとより威嚇もしてはなりません。

3) 非核

核（nuclear）は人類や地球と共存できま

せん。核の軍事利用である核兵器だけではなく、その民生利用である原子力発電も、人類そしてすべての生命体の生存と両立しない重大な問題を孕みます。核は非戦、非武装、平和に生きる権利とは両立しません。

- ・核兵器は、生物化学兵器と同じく、人類史上最悪の残虐で非人道的な大量破壊、大量殺傷兵器です。
- ・核兵器保有国の核抑止力政策は抑止力競争を生み、危機を高め、他方で非核保有国への恐怖による支配となります。
- ・核兵器禁止条約は人類の願いです。
- ・核実験や 原発による放射能汚染は半永久的なものです。
- ・原発の廃棄物は核兵器の原料です。核廃棄物は未だに安全な捨て場がないのです。
- ・核廃棄物は地球を汚染し、人体を蝕みます。

4) 非暴力

暴力は、平和に生きるべき人間の生存と生活に相反します。暴力は、人間の身体と感性、さらに理性と尊厳を傷つけ、破壊し、平和で自由な社会の実現を妨げます。人類が平和に生きるためには、それを妨げるあらゆる暴力に抵抗し、克服していかなくてはなりません。

しかし、暴力を暴力によって克服することはできません。それは暴力の連鎖を生むだけです。暴力を真に克服するためには、市民による非暴力の抵抗などの不断の努力が必要です。

- ・戦争は人間と地球環境への最大の暴力です。
- ・核戦争は人間と地球環境への究極の暴力です。
- ・核兵器による威嚇で戦争をなくすこともできません。それは核軍拡競争と核戦争の危機を生み出すだけです。
- ・貧困、格差と差別として現れる社会の抑圧的構造も、平和に生きるべき子どもたちの成長・発達と市民の生活を妨げる大きな暴力です。
- ・そうした構造的暴力は、国際的なテロの温床にもなります。
- ・米国に代表される銃社会は、無差別大量殺人を含む多くの子どもや市民への深刻な暴力を生んでいます。世界中で銃規制を徹底させましょう。
- ・戦争を美化し、扇動する「暴力の文化」に対して、「平和の教育」と「平和の文化」で子どもたちを育て、市民の連帯を励まさなければなりません。
- ・家庭、学校、職場、公共空間など、日常・非日常を問わず子どもたちと市民の生活のあらゆる場面から暴力を一掃しなければなりません。
- ・いっさいの戦争と共に、死刑を含む国家の暴力、構造的暴力、市民生活における暴力を一掃する積極的平和の実現をめざしましょう。
- ・地球上に永続的な真の世界平和を実現するため、非暴力と積極的平和の思想と行動をさらに豊かにしましょう。

5) 平和に生きる権利

非戦、非武装、非核、非暴力の思想は、国と国の平和的な関係だけでなく、すべての人々の平和に生きる権利に収斂されるものです。

・平和とは、単に戦争がない状態だけを言うのではなく、恐怖と欠乏に苦しまない状態、安全な地球環境や健康を享受できる状態をいいます。

・平和に生きるとは、生きていることを喜びと感じ、苦しみのなかにあっても、支え合い共に生きていることをいいます。

・平和に生きる権利は、生命と生存、個人の尊厳と幸福追求の権利を核とする個人の基本的人権です。

・平和に生きる権利は、あらゆる人権の基底をなす権利です。

・平和は、単なる理念や政策の一つにとどまるものでもなく、権利としても保障されるべきものです。平和に生きる権利は、国や国際機関によっても侵されてはならない人権としての性質を持つものです。

・平和に生きる権利を侵害する法律・政策・予算並びに国際合意はすべて無効とされるべきものです。

・私たちは、平和に生きる権利を実現する政策を国や国際機構に要求することができます。

・平和に生きる権利は、世界が戦争の恐怖や暴力と貧困から解放され、地球環境の変化に世界の国と市民が協力することなしには実現しません。

・世界が平和でなければ、一国の平和もなく、国が平和でなければ、一人の平和もない。そして私たちが平和に生きることができなければ、国や世界は平和ではないのです。そして、それにふさわしい人間観・社会観・人類観が求められているのです。

II-2 人類の夢を実現するために

1) 平和の文化と教育

非戦・非武装・非核・非暴力の国家と国際社会を築き、平和に生きる権利を実現し、未来世代の権利に応え、持続可能な地球環境を護るためには、平和のための教育と平和の文化の創造が不可欠です。一人ひとりの人間がこれらを実現する担い手であり、その知的協働と精神的連帯の上にこそ、平和は築かれるのです。

・平和に生きる権利は平和の教育を通して根付き、平和の文化の中でこそ豊かになるのです。

・「平和の文化」とは、「戦争と暴力の文化」の対極にある人間性ゆたかな文化です。

・「平和の文化」は、地球市民が、グローバルな問題を理解し合い、非暴力で紛争を解決する技能を持ち、人権と公正のもとに生き、文化的多様性を理解し合い、地球とそこに生きる全てのいのちに関心を払うときに創りだされるのです。

・「平和の文化」につながる価値観、態度、行動様式は、家族と地域での生活を通し

て育まれるとともに、学校での平和教育によって獲得されるものです。

- ・平和教育は、平和な国家、平和な国際社会の担い手を育てます。そのためにも世界の子どもたちと教師には、たがいの対話と交流が保障されなければなりません。

- ・地球時代の平和教育とは、戦争と平和の歴史を学ぶことによって、人類と地球を再発見し、地球時代における戦争違法化の意義を学び、人権と社会正義、自然と人間の関係への認識を深め、平和への確信を育てることです。

- ・平和学習の機会はある場所で保障されなければなりません。

- ・平和教育の核心は日常的に平和を愛し、暴力を憎み、平和に生きる権利を自覚し、平和の文化を担い、創り出す主体を育てることです。

2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形成

非戦・非武装・非核・非暴力の世界を実現するためには、そのための国際環境をつくっていくことが必要です。戦争や平和の問題は、基本的には国家間関係の問題です。国際法は国家間の合意によって作られますが、国家の意思はその国に生きる市民によって作られます。平和を求める市民の声を、国境を越えて強めていくことが、非戦・非武装・非核・非暴力の国際秩序の形成につながります。

- ・現代世界では国連憲章の下で、狭義の戦争にとどまらず、武力による威嚇や武力の行使が原則として禁止され、国際紛争を対話と法によって平和的に解決することが義務付けられています。

- ・国連の設立目的に立ち返り、国連の名を借りた軍事介入を廃し、国際司法裁判所をはじめとする紛争解決機関の役割を高めていくことが必要です。

- ・国連を中心とする世界レベルの動きと並んで、地域レベルでの非核化も進めなければなりません。北東アジアにも非核地帯を設定し、「平和の共同体」を築くことをめざします。

- ・戦間期に締結された不戦条約は、戦争の違法化を求める市民運動の成果でした。現在に至るまで、マイノリティや女性に対する差別の撤廃、子どもや障害者の権利の実現、完全軍縮や恒久平和を求める市民運動が、国際法規範として実を結んできました。国連での平和への権利宣言や核兵器禁止条約を成立させた力でもありました。

- ・各国の政府に対して、平和に生きることを望む市民の声に耳を傾け、民主的過程を通してその実現を図ることを求めます。平和への権利宣言を条約にし、核兵器禁止条約を批准することを求めます。

- ・私たちの地球平和憲章も、非戦・非武装・非核・非暴力の新しい国際秩序の形成を目指す国際市民運動です。